# 主な保証制度一覧 （秋田県制度①）

令和8年10月15日現在

| 制度名 ［県作成版要綱内での名称］ | 略称 | 借入限度額 | 保証期間 | 借入利率 | 保証料率（企業負担） | 担保 | 連帯保証人 | 取扱金融機関 | 保証対象者 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 中小企業振興資金 | 一般資金 | 振興固定 | 1億円 | 10年（据置 運転1年 設備2年） | 年 2.60%<br>※SN1～4、6号の場合は2.40% | 年 1.55%以内<br>※SN1～4、6号の場合は0.88%<br>SN5、7号の場合は0.76% | 必要に応じ | 原則法人代表者のみ | 秋田銀行<br>北都銀行<br>秋田信用金庫<br>羽後信用金庫（※2）<br>秋田県信用組合（※2）<br>みずほ銀行<br>三菱UFJ銀行<br>青森みちのく銀行<br>七十七銀行<br>東北銀行<br>岩手銀行<br>北日本銀行<br>山形銀行<br>きらやか銀行<br>商工組合中央金庫（※1）<br>あすか信用組合（※2）<br>JA秋田しんせい（※2）<br>JA秋田ふるさと（※2）<br>JA秋田なまはげ（※2）<br><br>（※1）県小口を除く<br><br>（※2）賃金向上（社債）を除く | 県内で1年以上事業を営む中小企業者 |
| | | SDGs推進枠 | | 年 2.40%<br>※SN1～4、6号の場合は2.20% | | | | | 【SDGs推進枠】<br>県内で1年以上事業を営み、かつ以下のいずれかを取得している中小企業者<br>認定（表彰）機関：認定（表彰）の名称<br>経済産業省：健康経営優良法人<br>厚生労働省：ユースエール、えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん<br>秋田県：秋田県SDGsパートナー制度、秋田県版健康経営優良法人、えるぼしチャレンジ企業認定法人、秋田県女性の活躍推進企業表彰、秋田県子ども・子育て支援知事表彰、秋田県介護サービス事業所認証評価制度 |
| | | 振興変動 | 運転 10年（据置1年）<br>設備 15年（据置2年） | 年 2.35%<br>※SN1～4、6号の場合は2.15% | | | | | |
| | | SDGs推進枠 | | 年 2.15%<br>※SN1～4、6号の場合は1.95% | | | | | |
| | 小規模事業振興資金 | マル小 | 2，000万円 | 10年（据置 運転1年 設備2年） | 年 2.60%<br>※SN1～4、6号の場合は2.40% | 年 0.45%以内<br>※SN1～4、6号の場合は0.50%<br>SN5、7号の場合は0.45% | 必要に応じ | 原則法人代表者のみ | 県内で1年以上事業を営み、常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人）以下の小規模企業者 |
| | 小口零細企業保証［小口支援枠］ | 県小口 | | | 年 2.40% | 年 0.50%以内 | 原則不要 | | 上記に該当し、かつ申込金額と既存の保証協会付融資残高（根保証においては融資極度額）の合計が2，000万円以下であること |
| | 中小企業災害復旧資金 | 災害復旧 | 3，000万円 | 10年（据置1年） | 年 2.00%<br>※SN1～4、6号の場合は1.80% | 年 0.00% | 原則不要 | 原則法人代表者のみ | 災害によって直接的又は間接的な被害を受けた中小企業者<br>＜申込時必要書類＞※以下①～③のいずれか1つ<br>①市町村の罹災証明書または公的機関発行の罹災証明書に準じる被害証明書等<br>②取扱金融機関から確認を受けた中小企業災害復旧資金被害状況確認書<br>③セーフティネット4号認定書（自然災害に限る） |
| | 流動資産担保資金 | 県ABL | 1億円 | 1年（更新可） | 年 2.25% | 年 0.68%以内 | 在庫または売掛債権のみ | 不要 | 県内で1年以上事業を営み、事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者 |
| 経営安定資金 | 通常枠 | 受注減 | 8，000万円<br>※SN6号の場合は別枠5，000万円 | 10年（据置2年） | 年 2.20%<br>※SN1～4、6号の場合は2.00% | 年 1.55%以内<br>※SN1～4、6号の場合は0.88%<br>SN5、7号の場合は0.76% | 必要に応じ | 原則法人代表者のみ | 県内で1年以上事業を営み、次のいずれかに該当する中小企業者<br>①直近3か月間、又は直近6か月間又は今後3か月間の売上高等が、前年同期比で5%以上減少している<br>②直近決算において赤字を計上している |
| | | 連倒 | | | | 年 1.55%以内<br>※SN1～4、6号の場合は0.50%<br>SN5、7号の場合は0.45% | | | 県内で1年以上事業を営み、倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等を有している中小企業者 |
| | 中東情勢対策枠 | 経安中東情勢 | 4，000万円 | 5年（据置1年） | 年 1.80% | 年 0.95%以内<br>※SN5号の場合は0.38% | 必要に応じ | 原則法人代表者のみ | 県内において1年以上事業を営み、中東情勢の影響により直近3か月間の平均売上高総利益率又は平均売上高営業利益率が、前年同期に比べて10%以上減少しているものとして、取扱金融機関の確認を受けた中小企業者 |
| | 経営力強化保証［経営力強化枠］ | 県経営力強化 | 2億8，000万円 | 運転 5年<br>設備 7年<br>既往借入金借換 10年<br>（いずれも据置1年） | 年 2.20% | 年 1.40%以内<br>※SN5号の場合は0.50% | 必要に応じ | 原則法人代表者のみ | 金融機関及び認定支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 |
| | 協調支援型特別保証［協調支援型特別枠］ | 県協調特別 | 2億8，000万円 | 10年（据置 運転1年 設備3年） | 年 2.20% | 年 1.43%以内 | 必要に応じ | 原則法人代表者のみ | 次の①または②のいずれかに該当する中小企業者<br>①申込金融機関から本保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること<br>②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと |
| | 事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）［事業再生枠］ | 県改善サポ経再 | 2億8，000万円 | 15年（据置3年） | 年 2.40% | 年 0.40%以内 | 必要に応じ | 原則法人代表者のみ | 認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画等に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 |
| 再建企業特別融資資金 | 事業再生資金 | 県再生 | 2億円 | 10年 | 金融機関所定 | 年 1.20%以内 | 必要に応じ | 原則法人代表者のみ | 次の①～④のいずれにも該当する中小企業者<br>①次の（1）又は（2）に該当する者<br>（1）再生事件又は更生事件が係属している<br>（2）民事再生法第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた<br>②再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していない<br>③金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められる<br>④償還が見込まれる |
| | 再起支援資金 | 県再起 | （県創業支援、スリーSと合算で）<br>3，500万円 | 10年（据置2年） | 金融機関所定 | 年 0.70%以内 | 不要 | 原則法人代表者のみ | 次の①～③のいずれにも該当する中小企業者<br>①次の（1）～（3）のいずれかに該当する者<br>（1）事業を営んでいない個人であって、県内で新たに事業を開始する具体的計画を有する又は事業開始後5年を経過していない（個人開業）<br>（2）事業を営んでいない個人であって、県内で新たに会社を設立する具体的計画を有する又は会社設立後5年を経過していない（法人設立）<br>（3）事業を営んでいない個人が、県内で新たに開始した事業を承継する会社を設立し、当該事業開始日から起算して5年を経過していない（法人成り）<br>②過去に自ら営んでいた事業をその経営状況の悪化により廃止した経験を有するもの又は過去に経営状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員だった者<br>③上記②の事業廃止の日又は解散の日から5年を経過する日前に本資金の申込を行う |
| その他 | 中小企業アグリサポート資金 | 県アグリ | 2，500万円 | 10年（据置3年） | 年 2.20% | 年 0.60%以内 | 必要に応じ | 原則法人代表者のみ | 県内で事業を営む中小企業者（法人に限る）であって、農林漁業に関する事業を行っているもの及びその計画を有するもの |
| | 賃金水準向上資金 | 賃金向上（社債） | 3，000万円以上<br>5億6，000万円以内<br>※保証限度額は4億5千万円<br>（保証割合80%の部分保証） | 2～7年 | 金融機関所定 | 年 0.00% | 原則保証金額が2億円を超える場合は必要 | 不要 | 県内で1年以上事業を営み、直近決算において次の表の純資産額のいずれかに該当し、①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を満たし、かつ賃金水準向上計画を策定する企業<br>純資産額／項目：5千万円以上3億円未満／3億円以上5億円未満／5億円以上<br>①　自己資本比率（いずれか1項目）：20%以上／20%以上／15%以上<br>②　純資産倍率（いずれか1項目）：2.0倍以上／1.5倍以上／1.5倍以上<br>③　使用総資本事業利益率（いずれか1項目）：10%以上／10%以上／5%以上<br>④　インタレスト・カバレッジ・レーシオ（いずれか1項目）：2.0倍以上／1.5倍以上／1.0倍以上 |

※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、表記保証料率に0.25%または0.45%が上乗せされる。

# 主な保証制度一覧 （秋田県制度②）

令和8年10月15日現在

| 制度名 [県作成版要綱内での名称] | 略称 | 借入限度額 | 保証期間 | 借入利率 | 保証料率（企業負担） | 担保 | 連帯保証人 | 取扱金融機関 | 保証対象者 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 新事業展開資金 ／ 事業革新資金 ／ 事業革新資金 | 新事業事業革新 | 1億円<br>※環境調和型産業集積支援事業の認定を受け、当該事業を行う場合は2億円 | 10年<br>（据置3年） | 年 1.95%<br>※SN1～4、6号の場合は1.75% | 年 0.60%以内<br>※SN1～4、6号の場合は0.70% | 必要に応じ | 原則法人代表者のみ | 秋田銀行<br>北都銀行<br>秋田信用金庫<br>羽後信用金庫<br>秋田県信用組合<br>みずほ銀行<br>三菱UFJ銀行<br>青森みちのく銀行<br>七十七銀行<br>東北銀行<br>岩手銀行<br>北日本銀行<br>山形銀行<br>きらやか銀行<br>商工組合中央金庫<br>あすか信用組合<br>JA秋田しんせい<br>JA秋田ふるさと<br>JA秋田なまはげ | 県内で1年以上事業を営み、商工会等の認定等を受けた中小企業者（主な認定要件は以下のとおり）※⑤～⑧および⑨「第二創業」に該当する者は、事業開始後1年未満も対象<br>①中小企業等経営強化法の規定による経営革新計画について行政庁の承認を受け、事業を実施する者<br>②県のあきた企業応援ファンド事業、あきた農商工応援ファンド事業及び企業競争力支援事業の事業計画の認定を受けた者<br>③商店街活性化の基本方針に従って、空き店舗の取得、改造又は改装等を行う者<br>④地域観光振興計画に基づく事業を行う者<br>⑤特許法に基づく特許の取得技術を有しその実用化を図るための事業を開始する者<br>⑥所定の研究機関において共同開発した技術・製品の実用化等を図るための事業を開始する者<br>⑦農商工等連携促進法の規定に基づき認定を受け、事業を実施する者<br>⑧環境調和型産業集積支援事業の認定を受け、事業を実施する者<br>⑨「事業転換・多角化」「新市場進出」「海外進出」「第二創業」による事業展開を図る者 |
| | 賃金水準向上枠 | 事業革新（賃金向上） | 2億円 | | 年 0.00% | | | | 上記⑨に該当し、賃金水準向上計画を策定する中小企業者 |
| | 中小企業連携支援資金 | グループ連携 | 5，000万円 | 10年<br>（据置3年） | 年 1.95% | 年 0.60%以内 | 必要に応じ | 原則法人代表者のみ | 異なる二者以上の中小企業者等が連携して、それぞれの企業がもつ経営資源（強み）を生かして商品開発等を行うもので、以下のいずれかに該当する中小企業者<br>①異なる二者以上が企業連携のために設立した法人（会社、組合）で、県内に本店または事務所を有する<br>②異なる二者以上の中小企業者等が任意に設立した団体の構成員のうち、県内に住所等を有する（ただし、任意団体は原則として設立後6か月以上の活動実績を有すること） |
| 創業支援資金 | 創業支援資金 | 県創業支援 | （スリーS、県再起と合算で）<br>3，500万円 | 10年<br>（据置3年） | 年 1.95%<br>（創業塾等修了者、県内移住後3年以内の者は年 1.75%） | 年 0.60%以内 | 不要 | 原則法人代表者のみ | 次のいずれかに該当する者<br>①事業を営んでいない個人であって、県内で新たに事業を開始する具体的計画を有する又は事業開始後5年を経過していない（個人開業）<br>②事業を営んでいない個人であって、県内で新たに会社を設立する具体的計画を有する又は会社設立後5年を経過していない（法人設立）<br>③会社が事業を継続しつつ、県内で新たに会社を設立する具体的計画を有する又は会社設立後5年を経過していない（分社化）<br>④事業を営んでいない個人が、県内で新たに開始した事業を承継する会社を設立し、当該事業開始日から起算して5年を経過していない（法人成り） |
| | 女性・若者支援枠 | 県創業（女性・若者） | 2，500万円 | | 年 1.75% | 年 0.00% | | | 上記①～④のいずれかに該当する女性又は35歳未満の若者 |
| | スタートアップ創出促進資金 | スリーS保証 | （県創業支援、県再起と合算で）<br>3，500万円 | 10年<br>（据置1年）<br>※プロパー残高あり（または同時実行）の場合は据置3年 | 年 1.95%<br>（創業塾等修了者、県内移住後3年以内の者は年 1.75%） | 年 0.80%以内 | 不要 | 不要 | 次のいずれかに該当する者<br>①事業を営んでいない個人であって、県内で新たに会社を設立する具体的計画を有する又は会社設立後5年を経過していない（法人設立）<br>②会社が事業を継続しつつ、県内で新たに会社を設立する具体的計画を有する又は会社設立後5年を経過していない（分社化）<br>③事業を営んでいない個人が、県内で新たに開始した事業を承継する会社を設立し、当該事業開始日から起算して5年を経過していない（法人成り）<br><br>※税務申告1期未終了の場合は、創業資金総額の1／10以上の自己資金が必要 |
| | 女性・若者支援枠 | スリーS（女性・若者） | 2，500万円 | | 年 1.75% | 年 0.20%以内 | | | 上記①～③のいずれかに該当する女性又は35歳未満の若者 |
| 事業承継資金 | 事業承継資金 | 県事業承継資金 | 1億円 | 10年<br>（据置3年） | 年 1.95%<br>（事業承継・引継ぎ支援センター等から支援を受けた者又は後継者育成塾等修了者は年 1.75%）<br>※SN1～4、6号の場合は1.75% | 年 0.00% | 必要に応じ | 原則法人代表者のみ | 次のいずれかに該当する中小企業者<br>①破産、民事再生、会社更生、特別清算等の開始又は金融機関の取引停止処分となった企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う者であって、事業開始から1年を経過していない<br>②事業の一部又は全部を取りやめる企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う者であって、事業開始から1年を経過していない<br>③事業承継により従業員等が代表となり、1年を経過していない法人（新代表が旧代表の三親等以内の親族である場合を除く） |
| | | | 2億円 | | | | | 経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハの場合は不要 | 経営承継円滑化法第12条第1項各号の規定による秋田県知事の認定を受けた者 |
| | 事業承継資金融資特別保証<br>[経営者保証特別枠] | バトンタッチ | 2億円 | 10年<br>（据置1年） | 年 1.95%<br>（活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた者は年 1.75%） | 年 0.00% | 必要に応じ | 不要 | 次の①又は②に該当し、かつ、③に該当する中小企業者<br>①信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人<br>②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していない<br>③「資産超過であること」「EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること」「法人・個人の分離がなされていること」「返済緩和している借入金がないこと」の要件を満たす |
| | 経営承継借換資金融資制度<br>[経営者保証特別枠] | 県承継借換 | 2億円 | 10年<br>（据置1年） | | | | | 経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニの規定による秋田県知事の認定を受けており、かつ、「法人・個人の分離がなされていること」「返済緩和している借入金がないこと」の要件を満たす |
| 再生可能エネルギー関連資金 | 再生可能エネルギー<br>設備資金 | エネルギー設備 | 2億円 | 15年<br>（据置3年） | 年 1.95% | 年 1.07%以内 | 必要に応じ | 原則法人代表者のみ | 再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、水力、地熱発電等）を設置し、主として発電事業を行う中小企業者として、県知事の認定を受けた者 |
| | 再生可能エネルギー<br>産業参入支援資金 | エネルギー産業参入 | 2億8，000万円 | | | 年 0.00% | | | 再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、水力、地熱発電等）を設置し、又は同設備に関連する事業を行うものとして、取扱金融機関の認定を受けた者 |

※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、表記保証料率に0.25%または0.45%が上乗せされる。

# 主な保証制度一覧 （国制度・協会制度）

令和8年10月15日現在

| 制度名 | 略称 | 借入限度額 | 保証期間 | 借入利率 | 保証料率（企業負担） | 担保 | 連帯保証人 | 取扱金融機関 | 保証対象者 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 継続型短期融資保証 | 継続短期 | 100万円以上<br>8，000万円以内<br>※直近決算の平均月商の2倍以内 | 1年<br>※初回利用時において、終期を決算申告期限から概ね2ヵ月以内とする | 年 1.65%以内 | 年 1.80%以内<br>（無担保の場合）<br>※有担保の場合は年1.75% | 必要に応じ | 原則法人代表者のみ | 約定書締結金融機関 | 次の全ての要件を満たす中小企業者<br>①申込金融機関からのプロパー借入がある<br>②法人：直近決算において経常利益を計上している<br>個人：直近の確定申告における申告所得金額が200万円以上 |
| | SDGs型 | | | | 年 1.75%以内 | | | | 上記に該当し、かつ持続可能な開発目標（SDGs）に賛同のうえ目標達成のために独自の取組を継続的に行うまたは行おうとする者 |
| 経営相談付長期設備資金保証 | 順風満帆 | 2，000万円以上<br>2億8，000万円以内 | 20年<br>（据置1年）<br>※特に必要と認めた場合は据置2年 | 金融機関所定<br>※通常の保証付金利より低い金利を適用する | 年 1.80%以内<br>※SN1～4、6号の場合は0.78%<br>SN5、7号の場合は0.66% | 必要に応じ | 原則法人代表者のみ | | 県内で事業を営み、原則、専門家による経営相談を受けられる者 |
| 米国関税措置対応特別保証 | 米国関税対応 | 5，000万円 | 10年<br>（据置1年） | 金融機関所定 | 年 1.90%以内 | 必要に応じ | 原則法人代表者のみ | | 県内で事業を営み、米国の追加・相互関税措置により経営の安定に支障が生じる、または生じる恐れのある者 |
| 根保証 小規模企業者カードローン当座貸越根保証 | カードmini | 30万円以上<br>300万円以下<br>※直近決算の平均月商の3ヵ月以内 | 2年<br>（更新可） | 金融機関所定 | 年 1.62%以内 | 原則不要 | 原則法人代表者のみ | 秋田銀行<br>北都銀行<br>秋田信用金庫<br>羽後信用金庫<br>秋田県信用組合（※1）<br>みずほ銀行<br>青森みちのく銀行<br>七十七銀行<br>東北銀行<br>岩手銀行（※2）<br>北日本銀行<br>山形銀行<br>荘内銀行<br>きらやか銀行<br>商工組合中央金庫（※2）<br>かづの農協（※2）<br><br>（※1）カードminiのみ<br>（※2）当貸のみ | 創業後1年以上経過し、かつ次の全てを満たす者<br>①常時使用する従業員が20名（商業・サービス業は5名）以下<br>②同一事業の経歴が1年以上で、1期以上の決算を行っている<br>③最近2年間のいずれかの決算で利益を計上、あるいは最近の決算で債務超過でない<br>④申込金融機関が償還能力ありと認め、今後とも支援育成していきたい先である<br>⑤本制度を含め事業者カードローン当座貸越根保証の利用がないこと |
| | 創業カードmini | | | | | | | | 創業後1年未満または創業後1年を経過しているが決算期未到来であり、かつ上記①・④・⑤を満たし、「創業計画書（創業カードローン用）」及び「事業を開始していることを確認できる書類」を提出できる者 |
| 事業者カードローン当座貸越根保証 | カードローン | 100万円以上<br>2，000万円以内 | | | | | | | 次の全てを満たす中小企業者<br>①同一事業の業歴が3年以上であり、2期以上の決算（または確定申告）を行っている<br>②申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上ある<br>③次のいずれかに該当する者　※（3）（4）は個人の場合のみ<br>（1）保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した保証協会によるスコアリングが本制度要領に定める基準以上<br>（2）金融機関の信用スコアリングが前記（1）CRD基準と同等以上<br>（3）確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得（当貸の場合は申告所得300万円以上）を計上し、かつ自己名義の不動産を所有<br>（4）＜当貸のみ＞確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得100万円を計上し、不動産等物的担保の提供がある |
| 当座貸越（貸付専用型）根保証 | 当貸 | 100万円以上<br>2億8，000万円以内 | | | | 保証金額<br>5，000万円<br>までは原則不要 | | | |
| 創業関連 創業者不動産取得支援保証 | 不動産取得（創業） | 1億円 | 20年<br>（据置1年） | 金融機関所定 | 年 1.80%以内<br>※SN4号の場合は0.88%<br>SN5号の場合は0.76% | 必要 | 原則法人代表者のみ | | 県内で事業を営み、かつ事業開始後1年未満の者 |
| スタートアップ創出促進保証 | SSS保証 | 3，500万円 | 10年（据置1年）<br>※プロパー残高あり（または同時実行）の場合は据置3年 | | 年 1.08%以内 | 不要 | 不要 | | これから事業を開始する又は事業を開始した日以後5年を経過していない法人及び分社化を行う者<br>※税務申告1期未終了の場合は、創業資金総額の1／10の自己資金が必要 |
| 事業承継関連 経営承継関連保証 | 経営承継 | 2億8，000万円 | 運転 10年<br>設備 15年 | 金融機関所定 | 年 1.90%以内 | 必要に応じ | 原則法人代表者のみ | | 経営承継円滑化法第12条第1項各号の規定による経済産業大臣の認定を受けた者<br>事業承継に伴い、会社又は個人である中小企業者が株式・事業用資産等を取得する必要がある場合　※会社又は個人である中小企業者による自社株式等取得資金など |
| 特定経営承継関連保証 | 特定経営承継 | | 運転 10年<br>設備 15年<br>（いずれも据置1年） | | | | 原則認定中小企業者のみ | | 事業承継に伴い、新たな代表者が株式・事業用資産等を取得する必要がある場合<br>※前代表者が所有する株式等取得資金など |
| 経営承継準備関連保証 | 経営承継準備 | | | | | | 原則法人代表者又は他の中小企業者のみ | | 他の中小企業者が事業承継を行うため、当該承継に不可欠な株式・事業用資産等を取得する場合　※M＆Aによる株式等取得資金など |
| 特定経営承継準備関連保証 | 特定経営承継準備 | | | | 年 1.15%以内 | | 他の中小企業者のみ | | 事業を営んでいない個人が経営承継を行うため、当該承継に不可欠な株式・事業用資産等を取得する場合　※MBO、EBO等による株式等取得資金など |
| 事業承継特別保証 | 承継特別 | | 10年<br>（据置1年） | | 年 1.90%以内<br>（活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた者は年 1.15%以内） | | 不要 | | 3年以内に事業承継を予定している又は令和7年3月末までに事業承継済みで事業承継日から3年を経過しておらず、一定の財務要件等を満たす中小企業者 |
| 経営承継借換関連保証 | 承継借換 | | | | | | 不要 | | 経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けており、かつ、「法人・個人の分離がなされていること」「返済緩和している借入金がないこと」の要件を満たす者 |
| 事業承継サポート保証 | 事業承継サポート | | 15年<br>（据置2年） | | 年 1.15%以内 | | 原則法人代表者のみ | | 事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画を策定している等の要件を満たす者<br>（持株会社が事業会社の株式を集約するための資金を調達する場合） |
| モニタリング強化型特別保証 | モニ特別 | 2億8，000万円 | 10年<br>（据置 運転1年 設備3年） | 金融機関所定 | 年 0.95%以内 | 必要に応じ | 原則法人代表者のみ | | 認定支援機関との連携により、月次で財務状況等を把握し、経営状況等の報告を行う中小企業者 ※当該認定支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る |
| 協調支援型特別保証 | 協調特別 | 2億8，000万円 | 10年<br>（据置 運転1年 設備3年） | 金融機関所定 | 年 1.43%以内 | 必要に応じ | 原則法人代表者のみ | | 申込金融機関から本保証付き融資の実行と同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受ける中小企業者または申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 |
| 経営力強化保証 | 経営力強化 | 2億8，000万円 | 運転 5年、設備 7年<br>既往借入金借換 10年<br>（いずれも据置1年） | 金融機関所定 | 年 1.75%以内 | 必要に応じ | 原則法人代表者のみ | | 金融機関及び認定支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 |
| 事業再生計画実施関連保証 | 経改サポート | 2億8，000万円 | 15年<br>（据置1年） | 金融機関所定 | 年 1.00%以内 | 必要に応じ | 原則法人代表者のみ | | 認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画等に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 |
| 事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型） | 改善サポ経再 | 2億8，000万円 | 15年<br>（据置3年） | 金融機関所定 | 年 0.40%以内 | | | | |
| 流動資産担保融資保証 | 流動資産 | 2億円 | 1年<br>（更新可） | 金融機関所定 | 年 0.68%以内 | 在庫または売掛債権のみ | 不要 | | 事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者<br>※棚卸資産を担保とする場合は法人に限る |
| 経保免除 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 | 国補助選択型 | 8，000万円<br>※SN4号または5号の場合は別枠8，000万円 | 10年<br>（据置1年） | 金融機関所定 | 年 2.60%以内<br>※SN4号の場合は年1.28%以内、SN5号の場合は年1.16%以内 | 不要 | 不要 | | 一定の要件を満たし、信用保証料率の上乗せ（0.25%又は0.45%）により経営者保証を不要とした取り扱いを希望する法人 |
| 財務要件型無保証人保証 | 財務型無保証人 | 2億8，000万円 | 7年<br>（据置1年） | | 年 1.90%以内 | 必要に応じ | | | 一定の財務要件を満たす法人 |

※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、表記保証料率に0.25%または0.45%が上乗せされる。

# 主な保証制度一覧（市町村制度）

令和8年10月15日現在

## 【一般資金】

| | 市町村名 | 略　称 | 借入限度額 | 保証期間 | 借入利率 | 保証料率（企業負担） | 資金使途 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 秋田市 | マル市 | 3，000万円 | 10年 | 年 2.15% | 年 0.00%（全額補給） | 運転・設備 |
| ★ | 男鹿市 | マル男 | 1，500万円 | | 年 1.90% | | |
| | 潟上市 | マルK | 2，000万円 | 10年 | 年 1.75% | | |
| ★ | 五城目町 | マル五 | 1，000万円 | | | | |
| ★ | 八郎潟町 | マル八 | 1，000万円 | | | | |
| ★ | 井川町 | マル井 | 1，000万円 | | | | |
| ★ | 大潟村 | マル潟 | 1，000万円 | | | | |
| | 大館市 | マル大 | 2，000万円 | 10年 | 年 1.75% | 年 0.00%（全額補給） | 運転・設備 |
| | 鹿角市 | マル鹿 | 2，000万円 | | | | |
| | 北秋田市 | マル北 | 1，500万円 | | | | |
| | 小坂町 | マル坂 | 1，000万円 | | | | |
| | 上小阿仁村 | マル上 | 1，500万円 | | | | |
| | 能代市 | マル能 | 2，000万円 | 10年 | 年 1.75% | 年 0.00%（全額補給） | 運転・設備 |
| | 藤里町 | マル藤 | 1，000万円 | | | | |
| | 八峰町 | マル樋 | 1，000万円 | 10年 | 年 2.00% | | |
| | 三種町 | マル三 | 2，000万円 | | | | |
| | 由利本荘市 | マル荘 | 2，000万円 | 7年 | 年 1.95% | 年 0.00%（全額補給） | 運転・設備 |
| | にかほ市 | マルに | 2，000万円 | 10年 | | | |
| | 大仙市 | マル仙 | 2，000万円 | 10年 | 年 1.75% | 年 0.00%（全額補給） | 運転・設備 |
| | 仙北市 | マルセ | 2，000万円 | | | | |
| | 美郷町 | マル美 | 1，500万円 | | | | |
| | 横手市 | マル横 | 2，000万円 | 10年 | 年 1.75% | 年 0.00%（全額補給） | 運転・設備 |
| ★ | 湯沢市 | マルゆ | 2，000万円 | | | | |
| ★ | 羽後町 | マル羽 | 2，000万円 | 15年 | 金融機関所定 | | |
| ★ | 東成瀬村 | マル東 | 1，000万円 | 10年 | 年 1.75% | | 運転 |
| | | | 2，000万円 | | | | 設備 |

★事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、上乗せ保証料（0.25%または0.45%）も全額補助される。　※★を付さない市町村制度においては、上乗せ保証料（0.25%または0.45%）は企業負担

## 【小口資金】

| | 市町村名 | 略　称 | 借入限度額 | 保証期間 | 借入利率 | 保証料率（企業負担） | 資金使途 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 秋田市 | マル市小口 | 2，000万円 | 10年 | 年 1.70% | 年 0.00%（全額補給） | 運転・設備 |
| ★ | 男鹿市 | マル男小口 | 1，500万円 | | | | |
| | 潟上市 | マルK小口 | 1，250万円 | 10年 | 年 1.55% | | |
| ★ | 五城目町 | マル五小口 | 1，000万円 | | | | |
| ★ | 八郎潟町 | マル八小口 | 1，000万円 | | | | |
| ★ | 井川町 | マル井小口 | 1，000万円 | | | | |
| ★ | 大潟村 | マル潟小口 | 1，000万円 | | | | |
| | 大館市 | マル大小口 | 1，250万円 | 10年 | 年 1.55% | 年 0.00%（全額補給） | 運転・設備 |
| | 鹿角市 | マル鹿小口 | 2，000万円 | | | | |
| | 能代市 | マル能小口 | 2，000万円 | 10年 | 年 1.55% | 年 0.00%（全額補給） | 運転・設備 |
| | 藤里町 | マル藤小口 | 1，000万円 | | | | |
| | 八峰町 | マル樋小口 | 1，000万円 | 10年 | 年 1.80% | | |
| | 三種町 | マル三小口 | 2，000万円 | | | | |
| | 由利本荘市 | マル荘小口 | 2，000万円 | 7年 | 年 1.75% | 年 0.00%（全額補給） | 運転・設備 |
| | にかほ市 | マルに小口 | 2，000万円 | 10年 | | | |
| | 大仙市 | マル仙小口 | 1，250万円 | 10年 | 年 1.55% | 年 0.00%（全額補給） | 運転・設備 |
| | 仙北市 | マルセ小口 | 1，250万円 | | | | |
| | 美郷町 | マル美小口 | 1，250万円 | | | | |
| | 横手市 | マル横小口 | 1，250万円 | 10年 | 年 1.55% | 年 0.00%（全額補給） | 運転・設備 |
| ★ | 湯沢市 | マルゆ小口 | 2，000万円 | | | | |
| ★ | 羽後町 | マル羽小口 | 2，000万円 | 10年 | 金融機関所定 | | |
| ★ | 東成瀬村 | マル東小口 | 1，000万円 | 10年 | 年 1.55% | | 運転 |
| | | | 2，000万円 | | | | 設備 |

★事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、上乗せ保証料（0.25%または0.45%）も全額補助される。　※★を付さない市町村制度においては、上乗せ保証料（0.25%または0.45%）は企業負担

## 【創業資金】

| | 市町村名 | 略　称 | 借入限度額 | 保証期間 | 借入利率 | 保証料率（企業負担） | 資金使途 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 秋田市 | マル市創業 | 2，000万円 | 10年 | 年 1.95%<br>※創業関連特例が適用されない場合は年2.15% | 年 0.00%（全額補給） | 運転・設備 |
| ★ | 男鹿市 | マル男創業 | 1，000万円 | | 年 1.70% | | |
| ★ | 五城目町 | マル五創業 | 1，000万円 | | 年 1.55% | | |
| ★ | 八郎潟町 | マル八創業 | 1，000万円 | | | | |
| ★ | 井川町 | マル井創業 | 1，000万円 | | | | |
| ★ | 大館市 | マル大創業 | 1，000万円 | 10年 | 年 1.55% | 年 0.00%（全額補給） | 運転・設備 |
| | 鹿角市 | マル鹿創業 | 1，000万円 | | | | |
| | 小坂町 | マル坂創業 | 1，000万円 | | | | |
| | 能代市 | マル能創業 | 1，000万円 | 10年 | 年 1.55% | 年 0.00%（全額補給） | 運転・設備 |
| | 藤里町 | マル藤創業 | 1，000万円 | | | | |
| | 八峰町 | マル樋創業 | 1，000万円 | 10年 | 年 1.80% | | |
| | 三種町 | マル三創業 | 2，000万円 | | | | |
| | にかほ市 | マルに創業 | 1，000万円 | 10年 | 年 1.75% | 年 0.00%（全額補給） | 運転・設備 |
| | 大仙市 | マル仙創業 | 1，000万円 | 10年 | 年 1.55% | 年 0.00%（全額補給） | 運転・設備 |
| | 仙北市 | マルセ創業 | 1，000万円 | | | | |
| | 美郷町 | マル美創業 | 1，000万円 | | | | |
| | 横手市 | マル横創業 | 1，000万円 | 10年 | 年 1.55% | 年 0.00%（全額補給） | 運転・設備 |

★事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、上乗せ保証料(0.25%または0.45%)も全額補助される。　※★を付さない市町村制度においては、上乗せ保証料(0.25%または0.45%)は企業負担

## 【創業資金(SSS保証)】 ※法人のみ利用可(経営者保証不要)

| 市町村名 | 略　称 | 借入限度額 | 保証期間 | 借入利率 | 保証料率（企業負担） | 資金使途 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 秋田市 | マル無(SSS) | 1，000万円 | 10年 | 年 1.95% | 年 0.00%（全額補給） | 運転・設備 |
| 五城目町 | マル五創業(SSS) | 1，000万円 | | 年 1.55% | | |
| 八郎潟町 | マル八創業(SSS) | 1，000万円 | | | | |
| 井川町 | マル井創業(SSS) | 1，000万円 | | | | |
| 大館市 | マル大創業(SSS) | 1，000万円 | 10年 | 年 1.55% | 年 0.00%（全額補給） | 運転・設備 |
| 八峰町 | マル樋創業(SSS) | 1，000万円 | 10年 | 年 1.80% | 年 0.20% | 運転・設備 |
| 三種町 | マル三創業(SSS) | 2，000万円 | | | | |
| 大仙市 | マル仙創業(SSS) | 1，000万円 | 10年 | 年 1.55% | 年 0.20% | 運転・設備 |
| 仙北市 | マルセ創業(SSS) | 1，000万円 | | | | |
| 美郷町 | マル美創業(SSS) | 1，000万円 | | | | |
| 横手市 | マル横創業(SSS) | 1，000万円 | 10年 | 年 1.55% | 年 0.00%（全額補給） | 運転・設備 |